

【無料職業紹介事業】

—事業所の新設—（要事前相談）

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）【第1面・第2面】	1	2
	無料職業紹介事業計画書（様式第2号） ※複数事業所を同じ申請する場合、事業所ごとに作成	1	2

◎添付書類	① 職業紹介責任者の住民票（ <b>本籍地の記載は必須・マイナンバーは省略のもの</b> ） ※役員が兼務する場合は住所や氏名の変更がなければ省略可能	1	1
	② 職業紹介責任者の履歴書	1	1
	③ 職業紹介責任者講習会受講証明書	—	2
	④ 事業所の使用権を証する書類 ※不動産の登記事項証明書(自己所有の場合) ※賃貸契約書（転貸借の場合は、転貸借契約書、所有者の同意書も必要）	1 —	1 2
	⑤ 個人情報適正管理規定	1	1
	⑥ 業務の運営に関する規程 ※取扱職種・地域の限定等その内容に応じて作成	1	1

許可条件通知書に記載のある設置上限数を超えて事業所を新設する場合は、⑦～⑨も必要になります。

⑦	最近の事業年度に係る貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書 ※財産的基礎要件：純資産（500万円×事業所数）及び、現金・預金額（350万円×事業所数）	—	2
⑧	法人税の納税申告書（別表1、別表4） ※電子申請の場合にあっては、納税地の所轄税務署に受け付けられた旨を確認できるものを一緒に提出	—	2
⑨	法人税納税証明書（その2 所得金額用）	1	1

※上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。

※事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は、法人の登記事項証明書及び建物に係る不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができます。

◎確認書類 事業所のレイアウト図

◎提出期限 新設後**10日**以内 ※ただし**新設前に相談が必要**です。

◎手数料等 なし

◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

【無料職業紹介事業】

—代表者の変更—

提出部数	
原本	コピー
1	2

◎提出様式 無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）【第1面・第2面】

※代表者が、職業紹介責任者を兼任する場合で、職業紹介責任者にも変更が生じる場合は、職業紹介責任者の変更も必要（同様式上で可）

◎添付書類

①	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1
②	新たに就任した方の住民票（本籍地の記載は必須・マイナンバー省略のもの） ※役員から代表者になった場合、当該役員の氏名・住所に変更なければ省略可能	1	1
③	新たに就任した方の履歴書	1	1

※事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手入手できる場合は、法人の登記事項証明書及び建物に係る不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができます。

- ◎確認書類 登記されている役員が他の法人役員を兼ねている場合、その法人の定款等のコピー  
※事業目的が確認できれば、会社案内やホームページを印刷したものでも結構です。
- ◎提出期限 変更後 30日以内
- ◎手数料等 なし
- ◎提出先 事業主を管轄する労働局

【無料職業紹介事業】

—役員の変更—

提出部数	
原本	コピー
1	2

◎提出様式 無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）【第1面・第2面】

※役員が、職業紹介責任者を兼任する場合で、職業紹介責任者にも変更が生じる場合は、職業紹介責任者の変更も必要（同様式上で可）

◎添付書類

①	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1
②	新たに就任した方の住民票（本籍地の記載は必須・マイナンバー省略のもの） ※代表者から役員になった場合、当該役員の氏名・住所に変更なければ省略可能	1	1
③	新たに就任した方の履歴書	1	1

※事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手入手できる場合は、法人の登記事項証明書及び建物に係る不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができます。

- ◎確認書類 登記されている役員が他の法人役員を兼ねている場合、その法人の定款等のコピー  
※事業目的が確認できれば、会社案内やホームページを印刷したものでも結構です。
- ◎提出期限 変更後 30日以内
- ◎手数料等 なし
- ◎提出先 事業主を管轄する労働局

## 【無料職業紹介事業】

### —代表者・役員の氏名変更—

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）[第1面・第2面]	1	2
※登記簿謄本に記載されている全ての役員が対象となります。			
※代表者・役員が職業紹介責任者を兼任している場合は、職業紹介責任者の氏名変更も必要（同様式上で可）			
◎添付書類	① 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1
	② 変更した方の住民票（ <b>本籍地の記載は必須・マイナンバー省略のもの</b> ） ※氏名の変更履歴がわかるようなもの	1	1
◎提出期限	変更後 <b>30日</b> 以内	※事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は、法人の登記事項証明書及び建物に係る不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができます。	
◎手数料等	なし		
◎提出先	事業主を管轄する労働局		

## 【無料職業紹介事業】

### —代表者・役員の住所変更—

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）[第1面・第2面]	1	2
※登記簿謄本に記載されている全ての役員が対象となります。			
※代表者・役員が職業紹介責任者を兼任する場合は、職業紹介責任者の住所変更も必要（同様式上で可）			
◎添付書類	① 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※対象役員の住所が記載されている場合は提出	1	1
	② 変更した方の住民票（ <b>本籍地の記載は必須・マイナンバーは省略のもの</b> ）	1	1
◎提出期限	変更後 <b>10日</b> 以内（登記簿謄本の添付が必要な場合30日以内）	※事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は、法人の登記事項証明書及び建物に係る不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができます。	
◎手数料等	なし		
◎提出先	事業主を管轄する労働局		

【無料職業紹介事業】

一職業紹介責任者の変更一

◎提出様式

		提出部数	
		原本	コピー
無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）【第1面・第2面】		1	2

※職業紹介責任者が代表者・役員であり、代表者・役員にも変更が生じる場合は、代表者・役員の変更も必要（同様式上で可）

◎添付書類

①	就任した方の住民票（ <b>本籍地記載は必須・マイナンバー省略のもの</b> ） ※役員が兼務をする場合、氏名・住所に変更がなければ省略可能	1	1
②	就任した方の履歴書	1	1
③	職業紹介責任者講習会受講証明書	—	2

※同一法人内の他の許可事業所で既に選任されている者を、異動により引き続き職業紹介責任者に選任する場合は、添付書類は省略可能。（変更届出書④備考欄に『添付書類省略の旨』及び、『異動前の事業所名』を記入。なお、異動前の事業所においても、退任の届けが必要。）

◎提出期限

変更後**30日**以内

◎手数料等

なし

◎提出先

事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

【無料職業紹介事業】

一職業紹介責任者の氏名・住所一

◎提出様式

		提出部数	
		原本	コピー
無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）【第1面・第2面】		1	2

※職業紹介責任者が代表者・役員であり、代表者・役員にも変更が生じる場合は、代表者・役員の変更も必要（同様式上で可）

◎添付書類

①	変更した方の住民票（ <b>本籍地記載は必須・マイナンバー省略のもの</b> ）	1	1
---	--	---	---

◎確認書類

個人情報適正管理規定

※すでに提出されているものに変更があった場合のみ

◎提出期限

変更後**30日**以内

◎手数料等

なし

◎提出先

事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局



【無料職業紹介事業】

一国外にわたる職業紹介を行う場合一

(許可取得後、新たに取次機関を追加する、もしくは取次機関を変更する場

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	無料職業紹介事業変更届出書 (様式第6号) [第1面・第2面]	1	2
	取次機関に関する申告書 (通達様式第10号) ※取次機関 (業務提携先企業) を利用する場合に限る	1	2

※相手国に関する変更がある場合は、無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書 (様式第6号) により提出して下さい。

◎添付書類	① 相手国において、国外にわたる職業紹介について当該取次機関 (送り出し機関) としての活動が認められていることを証明する書類 (許可証・登録証書等) とその日本語訳 ※活動がみとめられていることを証明する部分のみで可	—	2
	② 取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書 (外国語で記載したものである場合にはその日本語訳) ※業務分担が分かる部分のみで可	—	2

◎確認書類 業務の運営に関する規程 ※全ての送り出し国を記入

◎提出期限 変更後**10日**以内

◎手数料等 なし

◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

【無料職業紹介事業】

一職業紹介事業所の廃止 (一部の事業所のみ) 一

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	無料職業紹介事業変更届出書 (様式第6号) 【第1面・第2面】	1	2
	廃止日までの職業紹介事業報告書 (様式第8号)	1	2

※全事業所を廃止する場合は、廃止届出書 (様式第7号) により提出して下さい。

◎添付書類	廃止した事業所の無料職業紹介事業許可証	1	—
-------	---------------------	---	---

◎提出期限 廃止後**10日**以内

◎手数料等 なし

◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

【無料職業紹介事業】

一兼業の変更一

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）[第1面・第2面]	1	2

◎添付書類	定款又は寄付行為 ※原本証明していること ① ※変更後の定款が作成されていない場合は、当該変更に係る「株主総会議事録」を添付	—	2
	② 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	2

※事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手続きできる場合は、法人の登記事項証明書及び建物に係る不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができます。

◎提出期限 変更後30日以内

◎手数料等 なし

◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局